

消費生活センターからの お知らせ

平成 28 年
6 月 10 日発行
NO. 16

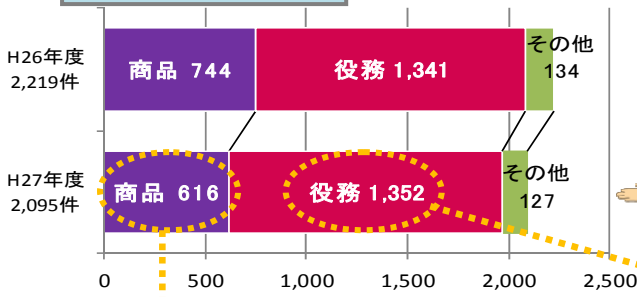


こんにちは！長岡市消費生活センターです。

平成 27 年度当センターで受付けた相談の状況と、トラブルの多い事例をご紹介します。

平成 27 年度 相談受付状況 2,095 件（前年度比 124 件、5.6%減）

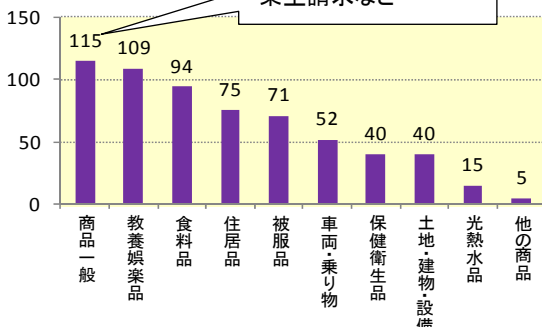
相談受付件数の比較



平成 27 年度は前年度に比べ相談件数は減少しましたが、運輸・通信サービスに関する相談が 698 件あり、124 件増加しました。これは、相談受付件数全体の 33% を占めています。スマートフォンの普及に伴い増加傾向にあります。

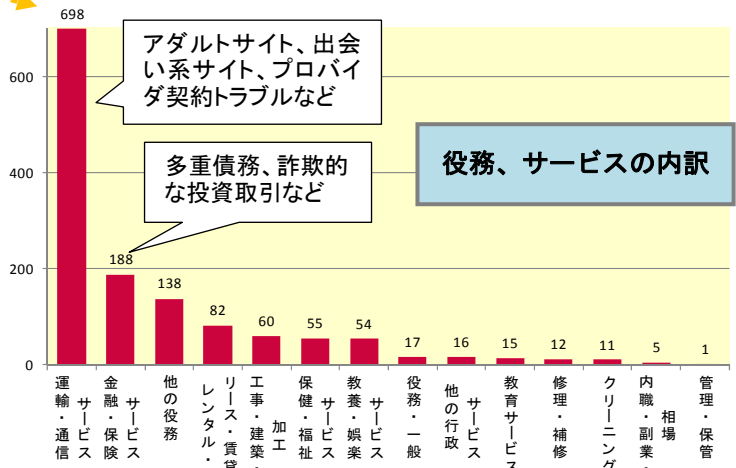


商品の内訳



特定できない商品、架空請求など

役務、サービスの内訳



アダルトサイト、出会い系サイト、プロバイダ契約トラブルなど

多重債務、詐欺的な投資取引など

トラブルの多い事例とアドバイス

事例 1

パソコンやスマートフォンで無料のサイトを見ていたら、突然有料サイトに登録となり、高額な請求を受けた。



インターネットを利用する際は、利用規約等を確認し、安易に年齢確認ボタンをクリックしない。あわてて相手に電話をかけない。また、ネット上の「個人情報削除」「救済」など、被害回復をうたう業者には注意する。

事例 2

リフォーム業者が自宅に来て、「雨どいが壊れています。保険金を使えば無料で修理できますよ。」と言われ契約した。



保険会社に確認したら、修理は保険金の支払い対象外と言われた。契約前に、保険会社に相談する。もし契約後であっても、クーリングオフできる場合があるので、消費生活センターに相談する。

事例 3

ハガキやメールで身に覚えのない料金未納通知が届いた。「至急連絡ください。」と書かれている。



身に覚えのない通知は、相手に連絡せず無視する。電話で問い合わせると電話番号を知られてしまい、相手から電話がかかってくる可能性がある。

発行：長岡市消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通 2-2-6 ながおか市民センター 2 階

相談電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30

